

第 1 1 回検討会における要望事項の検討状況について (※追記等事項は赤字下線)

【第 5 回検討会 ⇒ 第 1 1 回検討会で再検討】

No. 42 防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用

○現在の規制内容

水素スタンドで使用する一部の機器については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく防爆構造電気機械器具（以下「防爆機器」という。）として、国内の防爆規格（以下「国内規格」という。）又は国際的標準化規格である I E C（International Electrotechnical Commission）規格に適合した基準等のいずれかを満たすとともに、安全性を確認するための型式検定に合格したものでなければならない。

平成 26 年の労働安全衛生法の改正により、外国の検定機関についても、型式検定機関の登録が可能となり、平成 29 年に 2 機関、平成 30 年に 1 機関が新たに登録を受けている。これにより、輸入者は、事前に外国登録型式検定機関による型式検定を受けることができる。

○業界の要望

国内規格に適合する防爆機器と同等以上の防爆性能を有することが確認された防爆機器については、国内規格に適合するものとみなす仕組みがあるが、E N（European Norm）規格に基づく A T E X 指令（防爆指令）で認証を受けた製品などについても、当該仕組みを活用すべき。

○検討の方向性

E N 規格について、I E C 規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、E N 規格に基づく A T E X 指令の型式試験のデータを日本国内の型式検定に活用する ことについて専門家による検討を行った。その結果、NB（ATEX 指令を受けた EN 規格に基づいて防爆機器認証を行う機関）が IECEx の認証機関（ExCB）でもあり、ExTR に準拠した試験報告書（日本語若しくは英語、又はこれらを併記したものに限る）を発行できる場合等に、当該試験報告書を、機械等検定規則第 6 条第 1 項第 4 号に定める『当該型式の機械等について、あらかじめ行った試験の結果を記載した書面』として取り扱うことができるとされた。今後これを踏まえ、所要の措置を講じる予定。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置

○検討のスケジュール

令和元年度 末までに、所要の 措置を講じる予定。

【第5回、第7回検討会 ⇒ 第11回検討会で再検討】

No. 39 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討

○現在の規制内容

水素スタンドは高圧法第8条に基づき、技術基準に適合することが都道府県知事の高圧ガス製造の許可の条件となっており、一般則第7条の3（移動式の場合は第8条の2）に技術上の基準を規定している。

技術基準の中の1つである使用する材料の選択に関する技術上の基準は、一般則第6条（第1項第14号）の基準を準用しており、使用するガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであることが定めている。

※具体的に安全な材料の例として、対水素劣化特性を有する材料の機械的特性や化学的成分の判断条件を例示基準に示している。

○業界の要望

水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。

○検討の方向性

ステンレス鋼（SUS316系）の中から水素スタンドの使用環境に対応した安全な材料を選定する際の判断条件（水素特性判断基準）については、業界団体等において研究開発を通じて得られた知見を踏まえた見直しが行われており、その結果をもとに高圧法に基づく新たな水素特性判断基準を検討していく。

○閣議決定上の実施時期の記載

新たな判断基準が示され次第速やかに検討

○検討のスケジュール

業界団体等の検討により、新たな水素特性判断基準が確立され、示された場合には、例示基準への反映のために必要な措置を速やかに講ずる。

【第3回、第6回検討会 ⇒ 第11回検討会で再検討】

No. 29 保安監督者に関する見直し

a (保安監督者の複数スタンド兼任の許容)

○現在の規制内容

高圧法第27条の2及び第32条に基づき、高圧ガス製造者である水素スタンドの事業者には、通常の高圧ガス製造プラントに義務付けている高圧ガス製造保安統括者(以下「保安統括者」という)、高圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という)、高圧ガス製造保安係員(以下「保安係員」という)の体制を整備する代わりに、保安監督者を選任することを認めている。これは、平成17年の改正において水素スタンドの保安体制の合理化による措置。

保安監督者は、高圧ガス製造者である水素スタンドの保安に関する業務を監督する責任を負っており、また、監督すべき内容は、日常の安全管理だけではなく、トラブルや災害発生時の対応も含まれる。

○業界の要望

保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。

○検討の方向性

1人の保安監督者が複数の水素スタンドの保安の監督を兼務することについては、「平常時・緊急時に保安監督者が職務を全うできるか」に加え、「仮に複数の水素スタンドが同時に発災した場合、従業者を含め適切な対応が取れるか」が現状において十分に検証されていないことから、実態として兼任が実施されていない。

このため、保安監督者が兼任を行う場合における、課題の抽出及び保安業務や災害対応等への影響について具体的なケースを想定して分析し、水素スタンドの安全性が低下することなく保安監督者の兼任を可能とする条件を明確化する等、保安体制の在り方を検討することが必要である。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成29年度検討開始

○検討のスケジュール

本日の議論も踏まえ、今後事業者等が実施する保安監督者の兼任に関するリスクアセスメントの評価結果等を踏まえ、さらに検討を行う。